

テーマ 住宅応急修理制度 と 住宅の無償提供、応急仮設住宅

家が浸水被害をうけた世帯に、災害救助法にもとづく支援制度があります

その1 「応急修理制度」は 行政が住宅改修費の一部(59万5千円まで)を業者に払って修理をする制度です
その2 「住宅の無償提供」や「応急仮設住宅は」、応急修理では生活できない場合に、別に住む家の確保に関する支援です

大切なポイントを紹介します

★ 応急住宅修理

- 対象世帯は、原則 持ち家であること
一部損壊(準半壊)、半壊、大規模半壊の被害をうけた(り災証明書が必要)
台風被害と直接関係のある住居(床、屋根など)の修理(家電、家具は対象外)
建具は、玄関、トイレ、浴室、主寝室、外部サッシ、配管などが対象(生活に不可欠な部分)のみ
一部損壊(準半壊)の上限は30万円まで、
同一世帯に2以上の世帯が住んでいる場合、1世帯分が限度額

特に大事なことは、行政が工務店にお金を払う制度なので、先にお金を払ってしまうと対象になりません。

手続き ①申請者が行政に申請 ②申請者が業者に見積もり依頼 ③業者が行政に見積提出 ④市が業者に修理依頼
下記のような住宅の無償提供または応急仮設住宅を利用する場合、応急修理制度は利用できません。

★ 住宅提供 (各行政ホームページ 11月1日で確認した情報と新聞記事より)

Table with 4 columns: 自治体名, 応急仮設住宅, 公営住宅提供, 民間アパート家賃補助. Rows include 大子町, 常陸太田市, 常陸大宮市, ひたちなか市, 水戸市.

発行 たすけあいセンター「JUNTOS」(2015年の常総の水害後、被災者支援と復興に取り組んでいます)

Tel:0297-44-4281、090-8854-0831(横田) eメール: info@npocommons.org

< www.juntos-joso.org >

このサイトに常総水害の際に発行した
情報紙や各種提言があります

豪雨災害に備えるガイド

水害にあったときに

